第１４号様式（第８条関係）
（その１）

平成 30 年分
（　　開催分）

収　支　報　告　書

1. 政治団体の名称（ふりがな）　秩父による木島あつし後援会
2. 主たる事務所の所在地　秩父市上平中央三丁目20番地6
3. 代表者の氏名　榎本幸雄
4. 会計責任者の氏名　関根智
5. 事務担当者の氏名　水出陽一
 （電話）　048-971-5645

埼玉県 収受 -1.5.-8 選挙管理委員会

政治団体の区分
- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動の区分
- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類（現職・候補者の別）
（現職・候補者等）

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　木島敦

公職の種類（現職・候補者の別）
衆議院議員（現職・候補者等）

※以下の欄は記入しないでください。

告示用コード	団体コード	収受	入力	枚数	
100270	211522	青木	○	8	

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

収　支　の　状　況

（その２）

1.　収支の総括表

収　入　総　額	54.069
（前年からの繰越額）	34.069
（本年の収入額）	20.000
支　出　総　額	0
翌　年　へ　の　繰　越　額	54.069

2.　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数	人

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ)　個　人　か　ら　の　寄　附		
（うち特定寄附）		
(ｲ)　法人その他の団体からの寄附		
(ｳ)　政　治　団　体　か　ら　の　寄　附	20.000	
小　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	20.000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		
イ　政　党　匿　名　寄　附		
合　計　（ア＋イ）	20.000	

(その7)　（政治団体用）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		政治団体
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
関東信越税理士政治連盟	20.000	30.1.19	さいたま市大宮区桜木町4-333-13	井部俊一	
この頁の小計	20.000				
その他の寄附					
合計	20.000				

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1. 領収書等の写し

2. 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3. 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 / ~~平成~~ 1年 5月 8日

政治団体の名称　税理士による大島あつし後援会

会計責任者の氏名　関根智　印

※　解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

代表者の氏名　　印

政治資金監査報告書

令和　1年5月8日

税理士による大島あつし後援会
代表　榎本幸雄

登録政治資金監査人　荒井一浩

登録番号　第　1148号
研修終了年月日　平成20年11月14日

1　監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」）という。第19条の13第1項の規定に基づき、「税理士による大島あつし後援会」の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は「税理士による大島あつし後援会」の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について領収書等を徴し難かった支出の明細書等は会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

「税理士による大島あつし後援会」と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、「税理士による大島あつし後援会」と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上